

公安委員会規程第4号

高齢者講習に関する規程を次のように定める。

平成10年9月22日

徳島県公安委員会委員長

高齢者講習に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第108条の2第1項第12号に規定する講習(以下「高齢者講習」という。)の実施について、必要な事項を定めることを目的とする。

(高齢者講習の委託)

第2条 徳島県公安委員会(以下「公安委員会」という。)は、法第108条の2第3項の規定に基づき、道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。)第38条の3に規定する一般社団法人又は一般財団法人その他の者で、講習を実施するに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有すると認められるもの(以下「一般社団法人等」という。)に講習を委託する。

2 前項による委託を行う一般社団法人等は、法第99条の規定により、公安委員会が指定した指定自動車教習所とする。

3 高齢者講習は、徳島県及び公安委員会と契約を締結した指定自動車教習所(以下「契約教習所」という。)が行うものとする。

(契約内容)

第3条 前条第3項の契約は、高齢者講習に係る業務を適正に行わせるため高齢者講習実施要領を定めること及び公安委員会又は公安委員会の委任を受けた徳島県警察本部長(以下「本部長」という。)が契約教習所を指導し得ることを内容とするものでなければならない。

(委任)

第4条 この規程の実施について必要な事項は、本部長が定めるものとする。

附 則

この規程は、平成10年10月1日から施行する。

附 則(平成11年1月27日公安委員会規程第1号)

この規程は、平成11年2月11日から施行する。

附 則(平成14年5月31日公安委員会規程第3号)

この規程は、平成14年6月1日から施行する。

附 則(平成20年11月28日公安委員会規程第5号)

この規程は、平成20年12月1日から施行する。

附 則(平成21年5月28日公安委員会規程第6号)

この規程は、平成21年6月1日から施行する。